



# 金沢市公報

号外第3号の4

令和7年(2025年)3月27日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

## ◎ 目 次

ページ

## ●条 例

○金沢市手数料条例の一部を改正する条例

(財政課) 1

## 条 例

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山卓

## ◎金沢市条例第12号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例(平成12年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第74号の項を次のように改める。

(74) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基	構造計算の審査を要しない建築物(建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物(以下この号及び第77号において「特例建築物」という。)以外の建築物に限る。)	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 16,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 24,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 33,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	1件につき 43,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 52,000円
		床面積の合計が500平方メートル以上のもの	1件につき 59,000円

づく計画の通知に対する審査	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内のもの	1件につき 83,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超えて10,000平方メートル以内のもの	1件につき 200,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超えて50,000平方メートル以内のもの	1件につき 320,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 590,000円
構造計算の審査を要しない建築物（特例建築物に限る。）	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 10,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超えて100平方メートル以内のもの	1件につき 17,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超えて200平方メートル以内のもの	1件につき 24,000円
構造計算の審査を要する建築物	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 26,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超えて100平方メートル以内のもの	1件につき 35,000円

	床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	1件につき 49,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	1件につき 73,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき 78,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	1件につき 90,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	1件につき 110,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの	1件につき 250,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	1件につき 410,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 760,000円

別表第75号の項中「確認を」を「確認済証の交付を」に、「14,000円」を「16,000円」に改め、同表第76号の項中「確認を」を「確認済証の交付を」に改め、同表第77号の項を次のように改める。

(77) 建築基	建築基	建築基	床面積の合計が30	1件につき 22,000円
----------	-----	-----	-----------	---------------

準法第7条 第1項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査に係る建築物以外の建築物	準法第7条の3第1項に規定する工事(以下「特定工程」といいう。)において「特例工事」といいう。)以外の工事	準法第7条の5に規定する工事(特例建築物の建築に係るものに限る。以下この号及び第79号の2において「特例工事」といいう。)以外の工事	平方メートル以内のもの	
		床面積の合計が30平方メートルを超える100平方メートル以内のもの	1件につき 29,000円	
		床面積の合計が100平方メートルを超える200平方メートル以内のもの	1件につき 42,000円	
		床面積の合計が200平方メートルを超える300平方メートル以内のもの	1件につき 48,000円	
		床面積の合計が300平方メートルを超える500平方メートル以内のもの	1件につき 57,000円	
		床面積の合計が500平方メートルを超える1,000平方メートル以内のもの	1件につき 68,000円	
		床面積の合計が1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	1件につき 91,000円	
		床面積の合計が2,000平方メートルを超える10,000平方メートル以内のもの	1件につき 210,000円	
		床面積の合計が10,000平方メートルを超える50,000平方メートル以内のもの	1件につき 290,000円	
		床面積の合計が50,000平方メートル	1件につき 540,000円	

		ルを超えるもの	
特例工事		床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 19,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 25,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 33,000円
特定工程に係る建築物	特例工事以外の工事	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 15,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 25,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 37,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	1件につき 44,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 51,000円
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 66,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の	1件につき 85,000円

		もの	
		床面積の合計が2,000平方メートルを超える10,000平方メートル以内のもの	1件につき 190,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超える50,000平方メートル以内のもの	1件につき 280,000円
		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 530,000円
特例工事		床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 14,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超える100平方メートル以内のもの	1件につき 21,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超える200平方メートル以内のもの	1件につき 29,000円

別表第78号の項中「13,000円」を「22,000円」に改め、同表第79号の項中「9,000円」を「14,000円」に改め、同表中第79号の2の項及び第80号の項を次のように改める。

(79)の2建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査の申請又は同法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査	特例工事以外の工事	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 16,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超える100平方メートル以内のもの	1件につき 23,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超える200平方メートル以内のもの	1件につき 31,000円
		床面積の合計が	1件につき 38,000円

	200平方メートル を超える300平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が 300平方メートル を超える500平方メートル以内のもの	1件につき 43,000円
	床面積の合計が 500平方メートル を超える1,000平方メートル以内のもの	1件につき 57,000円
	床面積の合計が 1,000平方メートル を超える2,000平方メートル以内のもの	1件につき 74,000円
	床面積の合計が 2,000平方メートル を超える10,000平方メートル以内のもの	1件につき 160,000円
	床面積の合計が 10,000平方メートル を超える50,000平方メートル以内のもの	1件につき 240,000円
	床面積の合計が 50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 470,000円
特例工事	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 14,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超える100平方メートル以内のもの	1件につき 21,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超える200平方メートル	1件につき 29,000円

	一トル以内のもの	
(80) 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)又は第18条第38項第1号若しくは第2号(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査	床面積の合計が100平方メートル以内のもの	1件につき 15,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	1件につき 30,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	1件につき 60,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	1件につき 120,000円

別表第116号の項を次のように改める。

(116) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事(土石の堆積に係るものを除く。)の許可又は同法第30条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査	盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの	1件につき 14,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの	1件につき 24,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの	1件につき 34,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が2,000平方メートルを超えるもの	1件につき 50,000円

盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のもの	1件につき 62,000円
盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートルを超える10,000平方メートル以内のもの	1件につき 83,000円
盛土又は切土をする土地の面積が10,000平方メートルを超える20,000平方メートル以内のもの	1件につき 130,000円
盛土又は切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超える40,000平方メートル以内のもの	1件につき 202,000円
盛土又は切土をする土地の面積が40,000平方メートルを超える70,000平方メートル以内のもの	1件につき 322,000円
盛土又は切土をする土地の面積が70,000平方メートルを超える100,000平方メートル以内のもの	1件につき 462,000円
盛土又は切土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき 602,000円

	の	
--	---	--

別表第116号の2の項中「の計画の変更の」を「(土石の堆積に係るものを除く。)の計画の変更の許可又は同法第35条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の計画の変更の」に、「420,000円」を「602,000円」に、「宅地造成等に関する工事の設計」を「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計」に、「切土又は盛土」を「盛土又は切土」に、「前号」を「第116号」に、「新たな」を「盛土又は切土をする土地への新たな」に、「係る宅地造成等」を「係る宅地造成又は特定盛土等」に改め、同項を同表第116号の2の2の項とし、同表第116号の項の次に次のように加える。

(116)の2 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事(土石の堆積に係るものに限る。)の許可又は同法第30条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	土石の堆積をする土地の面積が500平方メートル以内のもの	1件につき 12,000円
	土石の堆積をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 15,000円
	土石の堆積をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 18,000円
	土石の堆積をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件につき 22,000円
	土石の堆積をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 31,000円
	土石の堆積をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートルのもの	1件につき 35,000円

方メートル以内のもの	
土石の堆積をする土地の面積が10,000平方メートルを超える20,000平方メートル以内のもの	1件につき 42,000円
土石の堆積をする土地の面積が20,000平方メートルを超える40,000平方メートル以内のもの	1件につき 58,000円
土石の堆積をする土地の面積が40,000平方メートルを超える70,000平方メートル以内のもの	1件につき 79,000円
土石の堆積をする土地の面積が70,000平方メートルを超える100,000平方メートル以内のもの	1件につき 118,000円
土石の堆積をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	1件につき 145,000円

別表第116号の3の項の前に次のように加える。

(116)の2の3 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事（土石の堆積に係るものに限る。）の計画の変更の許可又は同法第35条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	1件につき 次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が145,000円を超えるときは、145,000円とする。 ア 土石の堆積に関する工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、土石
---	---

	<p>の堆積をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ、第116号の2に定める当該手数料の金額の10分の1に相当する金額</p> <p>イ 土石の堆積をする土地への新たな土地の編入に係る土石の堆積に関する工事の計画の変更については、新たに編入される土石の堆積をする土地の面積に応じ、第116号の2に定める当該手数料の金額</p> <p>ウ その他の変更については、10,000円</p>
--	--

別表第116号の13の項中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、同表第116号の20の5の項中「第12条第2項後段」を「第11条第2項」に、「第13条第3項後段」を「第12条第3項」に、「工場等に係るものと除く」を「非住宅建築物（工場等を除く。）に係るものに限る」に、「同法第12条第2項」を「同法第11条第2項」に、「第13条第3項の」を「第12条第3項の」に、

<p>非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき 63,000円</p>
---	----------------------

を

非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 48,000円
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 63,000円

に、

非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 150,000円
--	----------------

を

非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 110,000円
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 150,000円

に改め、

同項を同表第116号の20の8の項とし、同表第116号の20の4の項中「第12条第2項後段」を「第11項第2項」に、「第13条第3項後段」を「第12条第3項」に、「同法第12条第2項」を「同法第11条第2項」に、「第13条第3項の」を「第12条第3項の」に、

非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 21,000円
--	---------------

を

非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 14,000円
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 21,000円

に、

非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 24,000円
--	---------------

を

非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 16,000円
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 24,000円

に改め、

同項を同表第116号の20の7の項とし、同表第116号の20の3の項中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に、「工場等に係るもの」を除く」を「非住宅建築物（工場等を除く。）に係るものに限る」に、

非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 110,000円
--	----------------

を

非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 86,000円
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 110,000円

に、

非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 280,000円
--	----------------

を

非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 220,000円
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 280,000円

に改め、

同項を同表第116号の20の4の項とし、同項の次に次のように加える。

(116)の20の5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に規定する複合建築物（第116号の20の9及び備考第14項において「複合建築物」という。）に係るものに限る。）の申請に対する審査	1件につき 前3号の区分に応じ、当該各号に定める手数料の金額を合算した金額		
(116)の20の6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項若しくは第12条第3	評価方法の全部が仕様基準を用いない方法によるもの	一戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき 19,000円
		一戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 21,000円
		一戸建ての住宅以	1件につき 39,000円

項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画(住宅に係るものに限る。)の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定又は当該変更が同法第11条第2項若しくは第12条第3項の国土交通省令で定める軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	外の住宅の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	
		1件につき 67,000円
		1件につき 120,000円
		1件につき 180,000円
評価方法の一部が仕様基準を用いる方法によるもの	一戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき 15,000円
	一戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 16,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 30,000円

	一戸建ての住宅以外の住宅の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 52,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 96,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき 140,000円

別表第116号の20の2の項中「第12条第1項」を「第11項第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に、「工場等（以下この号から第116号の20の5まで）を「非住宅建築物（次号、第116号の20の8、第116号の22及び第116号の26において「非住宅建築物」という。）で住宅部分（同令に規定する住宅部分をいう。）以外の部分の全部を同令に規定する工場等の用途に供するもの（次号、第116号の20の7及び第116号の20の8）に、

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分(以下この号から第116号の20の5までにおいて「非住宅部分」という。)の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 26,000円
---	---------------

を

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に規定する非住宅部分(以下この号、次号、第116号の20の7、第116号の20の8及び備考第14項において「非住宅部分」という。)の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 18,000円
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 26,000円

に、

非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 31,000円
--	---------------

を

非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 22,000円
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 31,000円

に改め、

同項を同表第116号の20の3の項とし、同表第116号の20の項の次に次のように加える。

(116)の20の 2 建築物 のエネルギー消 費性能 の向上等に 関する法律 第11条第1 項又は第12 条第2項の 規定に基づ く建築物エ ネルギー消 費性能適合 性判定(住 宅に係るも のに限 る。)の申 	評価方法の全部 が建築物のエネ ルギー消費性能 の向上等に関す る法律施行規則 (平成28年国土 交通省令第5 号)第2条第1 号イ又はロに規 定する基準(以 下「仕様基準」 という。)を用 いない方法によ るもの	一戸建ての住宅の 床面積の合計が 200平方メートル 未満のもの	1件につき 34,000円
		一戸建ての住宅の 床面積の合計が 200平方メートル 以上のもの	1件につき 38,000円
		一戸建ての住宅以 外の住宅の申請に 係る部分の床面積 の合計が300平方 メートル未満のも の	1件につき 68,000円
		一戸建ての住宅以 外の住宅の申請に 係る部分の床面積	1件につき 110,000円

請に対する審査	の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
	一戸建ての住宅以外の住宅の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 190,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき 280,000円
	一戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき 25,000円
	一戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 28,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 50,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 85,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 140,000円

	外の住宅の申請に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
	一戸建ての住宅以外の住宅の申請に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき 210,000円

別表第116号の21の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同項の前に次のように加える。

(116)の20の9 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項若しくは第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（複合建築物に係るものに限る。）の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定又は当該変更が同法第11条第2項若しくは第12条第3項の国土交通省令で定める軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	1件につき 前3号の区分に応じ、当該各号に定める手数料の金額を合算した金額
--	---------------------------------------

別表第116号の22の項から第116号の24の項までの規定中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同表第116号の25の項から第116号の28の項までの規定中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同表第116号の29の項から第116号の31の項までを削り、同表の備考第9項第2号及び第4号中「確認」を「確認済証の交付」に改め、同備考第10項中「第14項」を「第13項」に改め、同項第2号中「当該確認」を「確認済証の交付」に改め、同備考第19項を同備考第22項とし、同備考第18項中「第116号の20の4又は第116号の20の5」を「第116号の20の6から第116号の20の9まで」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項を同備考第21項とし、同備考第17項中「又は第116号の20の3」を「から第116号の20の5まで」に、「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同項を同備考第19項とし、同項の次に次の1項を加える。

20 第116号の20の2から第116号の20の9までの建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に係る手数料の金額は、これらの申請に係る計画に他の建

建築物が記載されている場合にあっては、当該計画に係る一の建築物ごとに算定した金額を合算した金額とする。

別表の備考中第16項を第18項とし、第15項を第17項とし、第14項を第15項とし、同項の次に次の1項を加える。

16 第80号の建築物等の仮使用の認定の申請に係る床面積の合計は、当該仮使用の認定の対象となる建築物等の部分の床面積について算定する。

別表の備考第13項中「第11条第1項に規定する特定建築行為」を「第10条第1項に規定する建築」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 一戸建ての住宅 4,000円
- (2) 一戸建ての住宅以外の住宅の申請又は通知に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円
- (3) 一戸建ての住宅以外の住宅の申請又は通知に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,000円
- (4) 一戸建ての住宅以外の住宅の申請又は通知に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 42,000円
- (5) 一戸建ての住宅以外の住宅の申請又は通知に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 75,000円
- (6) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円
- (7) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 15,000円
- (8) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 25,000円
- (9) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 76,000円
- (10) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 120,000円
- (11) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 151,000円
- (12) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 189,000円
- (13) 複合建築物 前各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める手数料の金額を合算した金額

別表の備考中第12項を第13項とし、第11項を第12項とし、第10項の次に次の1項を加える。

11 第74号の建築物の確認の申請に係る建築が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書（同条第2項後段において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める特定建築行為である場合又は同号の建築物の計画の通知に係る建築が同法第12条第2項ただし書（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める特定建築行為である場合の手数料は、同号に規定する当該手数料の金額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を加えた金額とする。

- (1) 一戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円
- (2) 一戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 18,000円
- (3) 一戸建ての住宅以外の住宅の申請又は通知に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 32,000円
- (4) 一戸建ての住宅以外の住宅の申請又は通知に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 56,000円
- (5) 一戸建ての住宅以外の住宅の申請又は通知に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 100,000円
- (6) 一戸建ての住宅以外の住宅の申請又は通知に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 150,000円

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。